

北海道労働局と北海道庁のテレワーク支援のご案内

北海道労働局と北海道庁では、事業主の新規のテレワーク導入の取組に対し、次のとおり連携して支援を実施します。

助成対象となる
テレワーク導入の取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器の導入・運用
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

上記の取組に対し、対象経費の一部を下記のとおり助成します。

30%

(国)人材確保等支
援助成金 (テレワーク
コース/機器等導入助成)

上限額は
「100万円」又は
「20万円×対象労
働者数」の低い方

20%

(道)テレワーク
環境整備事業費
補助金

上限額は
65万円

50%

事業主負担

20%<35%>

(国)人材確保等支
援助成金 (テレワーク
コース/目標達成助
成) の支給要件を満た
した場合

30%<15%>

事業主負担

※<>内は生産性要件を満たした場合に適用

支給要件等 (詳細については必ず下記問い合わせ先でご確認ください)

(国)人材確保等支援助成金 (テレワークコース/機器等導入助成)

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則等を整備し、助成の対象となる取組を行うこと。
- 事業主が指定した対象労働者が、助成の対象となるテレワークを実施すること

(道)テレワーク環境整備事業費補助金

- 厚生労働省北海道労働局長から、人材確保等支援助成金 (テレワークコース/機器等導入助成) の支給決定通知書の通知を受けていること。
- 受付期間
令和3年7月1日～令和4年3月31日 (上記支給決定通知書を3月31日までに受ける必要があります)

(国)人材確保等支援助成金 (テレワークコース/目標達成助成)

- 人材確保等支援助成金 (テレワークコース/機器等導入助成) の支給を受けた後、所定の期間内に離職率等の目標を達成すること。

助成金の詳細・問合せ先



厚生労働省 雇用環境・均等部 企画課
北海道労働局 Tel: 011-788-7874



北海道

北海道

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室
Tel: 011-204-5354

厚労省HP



道HP

